

資料編

- 1 春日部市次世代育成支援行動計画策定経過
- 2 春日部市次世代育成支援行動計画策定懇話会要綱
- 3 春日部市次世代育成支援行動計画策定懇話会委員名簿
- 4 春日部市次世代育成支援行動計画策定府内検討委員会要綱
- 5 会議開催概要
- 6 ニーズ調査の概要

1 春日部市次世代育成支援行動計画策定経過

<平成 16 年>

- 3月 ニーズ調査の実施（配布数7,479枚、回収数4,794枚）
- 7月 6日 第1回府内検討委員会・第1回府内ワーキンググループ会議（合同会議）
- 8月 7日 第1回市民ワークショップ
- 8月 12日 第1回懇話会
- 8月 21日 第2回市民ワークショップ
- 8月 24日 第2回府内ワーキンググループ会議
- 8月 28日 第3回市民ワークショップ
- 9月 4日 第4回市民ワークショップ
- 9月 17日 第3回府内ワーキンググループ会議
- 9月 24日 第4回府内ワーキンググループ会議
- 9月 30日 第2回懇話会
- 10月 1日 第5回府内ワーキンググループ会議
- 10月 19日 第2回府内検討委員会
- 10月 28日 第3回懇話会
- 11月 17日 第3回府内検討委員会・第6回府内ワーキンググループ会議（合同会議）
- 11月 19日 第4回懇話会
- 12月 10日 春日部市次世代育成支援行動計画素案の公開（平成17年1月14日まで）
・ 広報かすかべ12月号、市公式ホームページによる周知
・ 素案の公開場所（53カ所）
　市役所（2カ所）、武里出張所、児童センター、各公民館（14館）、
　公立保育所（8カ所）、私立保育園（9園）、私立幼稚園（18園）

<平成 17 年>

- 2月 3日 第4回府内検討委員会
- 2月 16日 第5回懇話会

2 春日部市次世代育成支援行動計画策定懇話会要綱

(設置)

第1条 春日部市次世代育成支援行動計画を策定するため、春日部市次世代育成支援行動計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(委員)

第2条 懇話会は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 児童福祉及び教育関係者
- (3) 公募に応じた市民
- (4) 春日部市職員のうち、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、春日部市次世代育成支援行動計画策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第5条 懇話会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

3 春日部市次世代育成支援行動計画策定懇話会委員名簿

| | 氏 名 | 職名・所属機関等 |
|-----|--------|-------------------------|
| 会長 | 星野 孝平 | 民生委員・児童委員協議会長 |
| 副会長 | 櫻井 慶一 | 文教大学教授 |
| 委員 | 柳澤 君子 | 民生委員・児童委員協議会主任児童委員連絡会代表 |
| 委員 | 杉森 由美子 | 家庭児童相談員 |
| 委員 | 遠藤 宜 | 春日部市私立保育園連盟（三愛保育園長） |
| 委員 | 中島 悅夫 | 越谷児童相談所相談援助担当部長 |
| 委員 | 橋口 穗枝 | 埼葛南福祉保健総合センター福祉保健部長 |
| 委員 | 時田 美野吉 | 自治会連合会会长 |
| 委員 | 大岩 誓子 | 社会教育委員 |
| 委員 | 佐藤 一 | 青少年育成春日部市民會議長 |
| 委員 | 渡辺 研二 | 粕壁小学校長 |
| 委員 | 久野 和夫 | 東中学校長 |
| 委員 | 井ノ上 實 | 春日部市私立幼稚園協会会长（春童幼稚園長） |
| 委員 | 高橋 代利子 | 牛島小PTA会長 |
| 委員 | 江川 美代子 | 東中PTA会長 |
| 委員 | 細井 道栄 | 商工会議所常議員 |
| 委員 | 飯嶋 和美 | 春日部子育ちネットワーク副代表 |
| 委員 | 高橋 美智子 | 子ども会育成連絡協議会 |
| 委員 | 鈴木 里子 | 公募に応じた市民 |
| 委員 | 玉木 朱実 | 公募に応じた市民 |
| 委員 | 江川 肇 | 市政策部長 |
| 委員 | 遠藤 真佐利 | 市財務部長 |
| 委員 | 町田 輝夫 | 市健康福祉部長 |
| 委員 | 斎藤 宜弘 | 市保険・健康担当参事 |
| 委員 | 竹下 日出男 | 市教育委員会学校教育担当参事 |

4 春日部市次世代育成支援行動計画策定庁内検討委員会要綱

(設置)

第1条 本市の次世代育成支援行動計画を策定するため、春日部市次世代育成支援行動計画策定庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 次世代育成支援行動計画の策定に関すること。

(2) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は健康福祉部次長とし、副委員長は児童福祉課長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員会には、計画策定に際し、調査及び研究を行わせるため、ワーキンググループを置く。

4 ワーキンググループのメンバーは、委員が所属する課等の職員のうちから、委員が推薦した者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら委員会に出席できないときは、当該委員会の事項について、実質的に判断することができる職員を代わりに出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月10日から施行する。

別表(第3条関係)

政策課長、広報広聴課長、財政課長、総務課長、人事課長、自治振興課長、市民生活課長、商工課長、福祉課長、障害福祉課長、児童福祉課主幹、健康課長、健康課主幹、道路課長、都市計画課長、建築課長、区画整理公園課長、学務課長、指導課長、生涯学習課長、中央公民館長、市立病院総務課長、消防本部総務課長

5 会議開催概要

1

春日部市次世代育成支援行動計画策定懇話会

| | 月 日 | 検 討 内 容 |
|-----|--------|--------------------|
| 第1回 | 8月12日 | 次世代育成支援行動計画の策定について |
| 第2回 | 9月30日 | 特定14事業及び策定状況について |
| 第3回 | 10月28日 | 施策体系・基本理念について |
| 第4回 | 11月19日 | 次世代育成支援行動計画・素案について |
| 第5回 | 2月16日 | 次世代育成支援行動計画（案）について |

2

春日部市次世代育成支援行動計画策定庁内検討委員会

(課長級会議)

| | 月 日 | 検 討 内 容 |
|-----|--------|--------------------------------|
| 第1回 | 7月 6日 | 次世代育成支援行動計画の策定について（ワーキングと合同会議） |
| 第2回 | 10月19日 | 特定14事業及び策定状況について |
| 第3回 | 11月17日 | 次世代育成支援行動計画・素案について（ワーキングと合同会議） |
| 第4回 | 2月 3日 | 次世代育成支援行動計画（案）について |

(ワーキンググループ会議)

| | 月 日 | 検 討 内 容 |
|-----|--------|--------------------------------|
| 第1回 | 7月 6日 | 次世代育成支援行動計画の策定について（課長級会議と合同会議） |
| 第2回 | 8月24日 | 基本理念・基本目標について |
| 第3回 | 9月17日 | 基本施策について① |
| 第4回 | 9月24日 | 基本施策について② |
| 第5回 | 10月 1日 | 計画素案の作成について |
| 第6回 | 11月17日 | 次世代育成支援行動計画・素案について（課長級会議と合同会議） |

3 市民ワークショップ

- ・開催場所 春日部市児童センター エンゼル・ドーム会議室
- ・参加者数 第1回14人、第2回18人、第3回13人、第4回18人
- ・ワークショップ開催日時・検討内容

| | 日 時 | 検 討 内 容 |
|-----|-------------------------|---|
| 第1回 | 8月 7日(土) 13:30~17:00 | 「自分にとっての子育てのテーマ」から次世代育成支援のキーワードを抽出し、参加者全員で現状の問題点の整理・集約を行う。 |
| 第2回 | 8月21日(土) 13:30~17:30 | 「子どもの視点からまちづくりを考える」をテーマに、行動計画の基本理念を参加者全員で考え、6つの基本理念案を作成する。 |
| 第3回 | 8月28日(土) 13:30~16:50 | 第2回のテーマから、行動計画の基本目標案を参加者全員で作成後、「地域との連携」をテーマに、市民が主体的に次世代育成のために参画する連携方法について考える。 |
| 第4回 | 9月 4日(土) 13:00~16:50 | 「子育て環境の充実に向けて」をテーマに、第1回から第3回までの検討内容を踏まえ、行動計画に盛り込む施策として、基本目標ごとに計67の施策の提案をまとめること。 |

6 ニーズ調査の概要

1. ニーズ調査の実施の目的

春日部市の子育て家庭の生活実態やサービス需要を把握し、次世代育成支援行動計画策定の基礎資料とする。

2. 調査地域

春日部市全域

3. 調査期間

平成16年3月5日（金）～3月31日（水）

4. 調査対象者の抽出方法

- 小学生児童、小学生児童保護者…市内18校中、7校の児童とその保護者を対象
- 中学生…市内10校中、7校の児童を対象
- 16歳～18歳以下の児童…住民基本台帳より地区別年齢階層別に無作為抽出
- 就学前児童保護者…住民基本台帳より地区別年齢階層別に無作為抽出

5. 調査方法・回収方法、対象者数、配布数、有効回収数、有効回収率

（単位：人）

| 調査対象者 | | 調査方法・回収方法 | 対象者数 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-------|--------------|---------------|--------|-------|-------|-------|
| 児童 | 小学生低学年児童 | 学校を通じて配布・回収 | 6,021 | 915 | 887 | 96.9% |
| | 小学生高学年児童 | 学校を通じて配布・回収 | 5,942 | 928 | 900 | 97.0% |
| | 中学生 | 学校を通じて配布・回収 | 5,885 | 962 | 902 | 93.8% |
| | 16歳～18歳以下の児童 | 郵送配布・郵送回収 | 6,232 | 988 | 287 | 29.0% |
| 保護者 | 就学前児童保護者 | 郵送配布・郵送回収 | 13,263 | 1,843 | 799 | 43.4% |
| | 小学生低学年児童保護者 | 学校を通じて配布・郵送回収 | 6,021 | 915 | 509 | 55.6% |
| | 小学生高学年児童保護者 | 学校を通じて配布・郵送回収 | 5,942 | 928 | 510 | 55.0% |
| 計 | | | 49,306 | 7,479 | 4,794 | 64.1% |